

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><b>ValueDoor 利用規定 (2020 年 5 月)</b></p> <p><b>第 1 条 本規定の範囲</b> ValueDoor 利用規定 (以下「本規定」といいます) は、株式会社三井住友銀行 (以下「当行」といいます) が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」 (以下「ValueDoor」といいます) にて提供するサービスの利用および ValueDoor を利用する上でのインターネット上での認証 (以下「ValueDoor 認証」といいます) に関して定めたものです。当行が ValueDoor および ValueDoor 認証の申込人 (以下「契約者」といいます) に対し、これを承認し ValueDoor および ValueDoor 認証を提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の利用規定が適用されるものとします。 なお、以下の規定にて記載する本サービスの内容については、当行所定の場合には一部制限される場合があります。</p> <p><b>第 2 条 ValueDoor にて提供するサービス</b> (1)基本サービスと個別サービス ValueDoor にて提供するサービスには、基本サービスと個別サービスがあります。なお、当行はこれらのサービス内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。 基本サービス ValueDoor を申し込むことにより、当行から無償で提供されるサービスです。なお、サービス内容については、当行が定めるものとします。 個別サービス 本規定に加え、個別サービスごとの規定 (以下「個別サービス規定」といいます) に基づいて当行または当行以外の企業により提供されるサービスです。 個別サービスを利用する際は、個別サービス規定を承諾の上、別途個別サービスについて当行所定の申込が必要となります。</p>	<p style="text-align: center;"><b>ValueDoor 利用規定 (2021 年 10 月)</b></p> <p><b>第 1 条 本規定の範囲</b> ValueDoor 利用規定 (以下「本規定」といいます) は、株式会社三井住友銀行 (以下「当行」といいます) が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」 (以下「ValueDoor」といいます) にて提供する第 2 条 (1) に定める基本サービスおよび個別サービス (以下併せて「本サービス」といいます) の利用に関して定めたものです。第 3 条 (1) に定める当行所定の申込その他の手続を行った法人または個人事業主につき、当行が本サービスの利用を承諾し所定の手続 (以下かかる手続が完了した法人または個人事業主を「契約者」といいます) を行い、本サービスを提供するに際しては、契約者と当行との間において本規定が適用されるものとします (なお、契約者および当行間において締結される本規定に基づく本サービスの利用に関する契約を、以下「本契約」といいます)。 なお、本規定にて記載する本サービスの内容については、当行所定の場合には一部制限される場合があります。</p> <p><b>第 2 条 本サービス</b> (1)基本サービスと個別サービス 本サービスには、基本サービスと個別サービスがあります。なお、当行は、これらのサービス内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。 基本サービス 本規定に基づき、当行が ValueDoor にて提供する無償のサービスです。なお、サービス内容については、当行が定めるものとします。 個別サービス 本規定に加え、個別サービスごとの規定 (以下「個別サービス規定」といいます) に基づき、当行または当行以外の企業が ValueDoor にて提供するサービスです。 個別サービスを利用する際は、個別サービス規定を認識し了承の上、別途個別サービスについて当行所定の申込その他の手続を行う必要があります。なお、当行</p>

なお、当行以外が提供するサービスの場合、ご利用の都度、ValueDoorID を当行がサービス提供企業に通知することがあります。

#### (2)利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末（以下「端末」といいます）を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用ができないことがあります。

また、個別サービスの利用規定等にて別途定めている場合を除き、ValueDoor にて提供するサービスは日本国内でのみ利用するものとします。

#### (3)サービス取扱日・取扱時間

ValueDoor の取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間内とします。個別サービスについては、個別サービスごとに取扱日・取扱時間が設定されている場合は、ValueDoor の利用可能な取扱日・取扱時間内においても利用できない時間があります。なお、当行はこれらの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

### 第3条 ValueDoor の申込

#### (1)申込方法

本規定を承諾の上、「ValueDoor 申込書」(個別サービスに付随する「ValueDoor 申込書」も含まれます)(以下「申込書」といいます)または当行所定の方法による申込が必要です。当行がこれを承認し所定の手続を行ったときから、ValueDoor にて提供するサービスの提供を受けることができるものとします。

なお、ValueDoor の申込は法人および個人事業者の方に限ります。

以外の企業が個別サービスを提供する場合、ご利用の都度、ValueDoorID を当行から当該個別サービスを提供する企業に通知することがあります。

#### (2)利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末（以下「端末」といいます）を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用ができないことがあります。

また、個別サービス利用規定等にて別途定めている場合を除き、本サービスは日本国内でのみ利用するものとします。

#### (3)サービス取扱日・取扱時間

ValueDoor の取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間内とします。個別サービスについては、個別サービスごとに取扱日・取扱時間が設定されている場合は、ValueDoor の取扱日・取扱時間内においても利用できない時間があります。なお、当行はこれらの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

### 第3条 申込その他の手続

#### (1)申込等

本サービスを利用するためには、本規定の各条項を認識し了承の上、当行所定の申込その他の手続が必要です。当行がかかる手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービスの利用の申込その他の手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

本サービスを利用できる契約者は、法人または個人事業者の方に限ります。

#### (2)ValueDoor 申込代表口座

#### (2)ValueDoor 申込代表口座

ValueDoor 申込代表口座は、ValueDoor にて提供するサービスにおいて利用する口座です。

契約者は、ValueDoor 申込代表口座を申込書または当行所定の方法（以下、併せて「申込書等」といいます）により当行あてに届け出るものとします。ただし、ValueDoor 申込代表口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限ります。

#### (3)ValueDoor 利用口座

ValueDoor 利用口座は、ValueDoor 申込代表口座とともに、ValueDoor にて提供する基本サービスにおいて利用する口座です。

契約者は、ValueDoor 申込代表口座以外の口座を ValueDoor にて提供する基本サービスにおいて利用する場合、当該口座を ValueDoor 利用口座として申込書または当行所定の方法（以下、併せて「申込書等」といいます）により当行あてに届け出るものとします。ただし、ValueDoor 利用口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限ります。なお、当行は当行の裁量により、契約者が届け出た口座について ValueDoor 利用口座としての登録を拒むことや、登録済の ValueDoor 利用口座について契約者に通知することなく登録内容の変更あるいは登録の解除ができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

当行は、契約者が申込書等で届け出た口座を本規定にしたがって ValueDoor 利用口座として取り扱うものとし、この取扱に関し万一紛議が生じた場合には、契約者と ValueDoor 利用口座名義人はいっさいの責任を負い、当行に迷惑をかけないものとします。

#### 第4条 ValueDoor における認証の種類

ValueDoor における認証方式には、(1) ValueDoor 認証と(2)ValueDoor 追加認証があります。

##### (1) ValueDoor 認証

ValueDoor 認証には、パスワード認証、電子認証および IC カード認証があ

ValueDoor 申込代表口座は、本サービスにおいて利用する口座です。

契約者は、ValueDoor 申込代表口座を当行所定の方法により当行に届け出るものとします。ただし、ValueDoor 申込代表口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限ります。

#### (3)ValueDoor 利用口座

ValueDoor 利用口座は、ValueDoor 申込代表口座とともに、本サービスにおいて利用する口座です。

契約者は、ValueDoor 申込代表口座以外の口座を本サービスにおいて利用する場合、当該口座を ValueDoor 利用口座として当行所定の方法により当行に届け出るものとします。ただし、ValueDoor 利用口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限ります。なお、当行は、当行の裁量により、契約者が届け出た口座について ValueDoor 利用口座としての登録を拒むことや、登録済の ValueDoor 利用口座について契約者に通知することなく登録内容の変更または登録の解除ができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

当行は、契約者が届け出た口座を本規定にしたがって ValueDoor 利用口座として取り扱うものとし、この取扱に関し万一紛議が生じた場合には、契約者と ValueDoor 利用口座名義人はいっさいの責任を負い、当行に迷惑をかけないものとします。

#### 第4条 ValueDoor における認証の種類

ValueDoor における認証方式には、(1) ValueDoor 認証と(2)ValueDoor 追加認証があります。

##### (1) ValueDoor 認証

ValueDoor 認証には、パスワード認証、電子認証および IC カード認証があり、契約者は、この3種類の認証から当行の承認する複数の認証を利用すること

り、契約者は、この3種類の認証から当行の承認する複数の認証を利用することができます。契約者は、ValueDoor 申込書または当行所定の方法により ValueDoor にて提供するサービスの提供を受ける際に必要となる ID (以下「ValueDoor ID」といいます) の発行を3種類の認証ごとにそれぞれ必要とする数だけ申し込むものとします。ただし、当行は、当行の裁量により、発行数の制限または発行の拒否をすることができるものとします。また、契約者に対してすでに発行された ValueDoor ID に加えて、ValueDoor ID の追加の発行を希望する場合は、別途当行に対して当行所定の方法にて申し込むものとします。当行は、当行の裁量により、発行数の制限または発行の拒否をすることができるものとします。

#### パスワード認証

ValueDoor にて提供するサービスの提供を受けるために、ValueDoor ID とパスワードにより認証する方式です。個別サービスによって利用が制限される場合があります。

契約者は、ValueDoor 申込書または第7条に定める Web 申込により当行に申し込むものとし、利用までの手続は当行所定の方法によるものとします。

##### a. 初期パスワードの登録および ValueDoor ID の通知

契約者は、ValueDoor ID の発行を申し込む際に、初期パスワードを当行に届け出るものとし、当行は当行所定の手続により、初期パスワードの登録を行ない、ValueDoor ID を契約者の届出住所あてに郵便等の方法により通知します。ただし、この郵便が不着等の理由で当行に返戻された場合には、契約者は、改めて申込手続を行なうこととします。

##### b. 初期パスワードの変更

契約者は、初めて ValueDoor を利用する際に、端末の操作により当行所定の方法で、初期パスワードの変更を行なうこととします。この変更手続によって届けられたパスワードを、ValueDoor を利用する際の正式なパスワード(以下「ValueDoor パスワード」といいます)とし、初期パスワードのままでは ValueDoor の利用はできないものとします。

ができます。契約者は、当行所定の方法により本サービスの提供を受ける際に必要となる ID (以下「ValueDoor ID」といいます) の発行を3種類の認証ごとにそれぞれ必要とする数だけ申し込むものとします。ただし、当行は、当行の裁量により、発行数の制限または発行の拒否をすることができるものとします。また、契約者に対してすでに発行された ValueDoor ID に加えて、ValueDoor ID の追加の発行を希望する場合は、別途当行に対して当行所定の方法にて申し込むものとします。当行は、当行の裁量により、発行数の制限または発行の拒否をすることができるものとします。

#### パスワード認証

本サービスの提供を受けるために、ValueDoor ID とパスワードにより認証する方式です。個別サービスによって利用が制限される場合があります。

契約者は、第3条(1)に定める当行所定の手続または第7条に定める Web 申込により ValueDoor ID の発行を当行に申し込むものとし、ValueDoor ID の利用までの手続は当行所定の方法によるものとします。

##### a. 初期パスワードの登録および ValueDoor ID の通知

契約者は、ValueDoor ID の発行を申し込む際に、初期パスワードを当行に届け出るものとし、当行は当行所定の手続により、初期パスワードの登録を行い、ValueDoor ID を契約者の届出住所に宛てて郵便等の方法により通知します。ただし、この郵便が不着等の理由で当行に返戻された場合には、契約者は、改めて申込手続を行うこととします。

##### b. 初期パスワードの変更

契約者は、初めて本サービスを利用する際に、端末の操作により当行所定の方法で、初期パスワードの変更を行うこととします。この変更手続によって届けられたパスワードを、本サービスを利用する際の正式なパスワード(以下「ValueDoor パスワード」といいます)とし、初期パスワードのままでは本サービスの利用はできないものとします。

#### c. ValueDoor パスワードの変更

契約者は、ValueDoor パスワードの変更の依頼を当行所定の方法で、書面または端末により随時行なうことができます。ただし、ValueDoor パスワードを失念した場合および本条(1) d.の取扱により ValueDoor の利用が停止されている場合には、当行所定の書面の提出その他の当行所定の変更手続を要するものとします。

#### d. 初期パスワード、ValueDoor パスワード、ValueDoorID の管理

初期パスワード、ValueDoor パスワード、ValueDoorID は、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者には開示しないものとします。

契約者は、初期パスワードまたは ValueDoor パスワードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合には、当行所定の手続にしたがい、直ちに新しいパスワードに変更するものとします。

なお、初期パスワードまたは ValueDoor パスワードの盗用または不正使用等により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、ValueDoorID を利用するにあたり、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合は、当行は当該 ValueDoorID による ValueDoor の利用を停止します。契約者が当該 ValueDoorID による ValueDoor の利用停止を解除することを希望する場合には、当行所定の書面の提出、第 7 条に定める Web 申込その他の当行所定の手続により当行あてに届け出ることとします。

#### 電子認証

ValueDoor にて提供するサービスの提供を受けるために、端末に設定した電子証明書により認証する方式です。電子認証は、電子署名を必要とする個別サービス等でも利用できます。異なる端末でサービスを利用する際には、端末ごとに電子証明書の設定が必要となります。

#### a. 初期パスワードの登録およびダウンロード ID の通知

契約者は、ValueDoorID の発行を申し込む際に、初期パスワードを当行に届け出るものとし、当行は所定の手続により、初期パスワードの登録を行ない、契約者

#### c. ValueDoor パスワードの変更

契約者は、ValueDoor パスワードの変更の依頼を当行所定の方法で、随時行うことができます。ただし、ValueDoor パスワードを失念した場合および本条(1) d.の取扱により ValueDoorID の利用が停止されている場合には、当行所定の書面の提出その他の当行所定の変更手続を要するものとします。

#### d. 初期パスワード、ValueDoor パスワード、ValueDoorID の管理

初期パスワード、ValueDoor パスワード、ValueDoorID は、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者には開示しないものとします。

契約者は、初期パスワードまたは ValueDoor パスワードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合には、当行所定の手続にしたがい、直ちに新しいパスワードに変更するものとします。

なお、初期パスワードまたは ValueDoor パスワードの盗用または不正使用等により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、ValueDoorID を利用するにあたり、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合は、当行は当該 ValueDoorID の利用を停止します。契約者が当該 ValueDoorID の利用停止を解除することを希望する場合には、当行所定の書面の提出、第 7 条に定める Web 申込その他の当行所定の手続により当行に届け出ることとします。

#### 電子認証

本サービスの提供を受けるために、端末に設定した電子証明書により認証する方式です。電子認証は、電子署名を必要とする個別サービス等でも利用できます。異なる端末でサービスを利用する際には、端末ごとに電子証明書の設定が必要となります。

#### a. 初期パスワードの登録およびダウンロード ID の通知

契約者は、ValueDoorID の発行を申し込む際に、初期パスワードを当行に届け出るものとし、当行は所定の手続により、初期パスワードの登録を行い、契約者が

が秘密鍵および電子証明書の取得に必要な ID (以下「ダウンロード ID」といいます)、ValueDoor ID その他の当行所定の事項を契約者の届出住所あてに簡易書留郵便による郵送等により通知するものとします。ただし、この郵便が不着等の理由で当行に返戻された場合には、契約者は、改めて申込手続を行なうこととします。

(中略)

#### c. 秘密鍵および電子証明書の設定

契約者が、電子証明書を設定する端末にて、当行所定の期間内に当行所定の方法により、当行所定のインターネットサイト上でダウンロード ID と初期パスワードを入力することにより、当該端末に当行が契約者に通知した ValueDoor ID に対応する秘密鍵が生成され、電子証明書がダウンロードされます。ただし、本条(1)

i.(ウ)の場合において、当行が特に認めたときは、上記の初期パスワードではなく、当該場合に電子証明書が再発行される時点の直前において契約者が設定していた電子認証専用パスワードを入力することにより、当該端末に電子証明書が再発行される時点の直前において当行が契約者に発行していた ValueDoor ID に対応する秘密鍵が生成され、電子証明書がダウンロードされます。契約者は、秘密鍵および電子証明書の設定がセキュリティに関わる重要なものとなることを認識した上で、当行所定の方法を遵守するものとします。

これらの設定を誤った場合および当行所定の期間内に設定を行わなかった場合には、当行所定の方法により、当該電子証明書を失効申出の上、再度電子認証の申込を行なうこととします。

設定された電子証明書には、申込書等にて届出の当行所定の項目と当行にて発行した ValueDoor ID 等が記載されます。

なお、本条(1) i.(ウ)の場合において、当行が特に認めたときを除き、同一のダウンロード ID と初期パスワードで設定できる端末はひとつに限り、複数の端末に電子認証を設定する際は、複数の ValueDoor ID を申し込むものとします。

秘密鍵および電子証明書の取得に必要な ID (以下「ダウンロード ID」といいます)、ValueDoor ID その他の当行所定の事項を契約者の届出住所に宛てて簡易書留郵便による郵送等により通知するものとします。ただし、この郵便が不着等の理由で当行に返戻された場合には、契約者は、改めて ValueDoor ID の発行の申込手続を行うこととします。

(中略)

#### c. 秘密鍵および電子証明書の設定

契約者が、電子証明書を設定する端末にて、当行所定の期間内に当行所定の方法により、当行所定のインターネットサイト上でダウンロード ID と初期パスワードを入力することにより、当該端末に当行が契約者に通知した ValueDoor ID に対応する秘密鍵が生成され、電子証明書がダウンロードされます。ただし、本条(1)

i.(ウ)の場合において、当行が特に認めたときは、上記の初期パスワードではなく、当該場合に電子証明書が再発行される時点の直前において契約者が設定していた電子認証専用パスワードを入力することにより、当該端末に電子証明書が再発行される時点の直前において当行が契約者に発行していた ValueDoor ID に対応する秘密鍵が生成され、電子証明書がダウンロードされます。契約者は、秘密鍵および電子証明書の設定がセキュリティに関わる重要なものとなることを認識した上で、当行所定の方法を遵守するものとします。

これらの設定を誤った場合および当行所定の期間内に設定を行わなかった場合には、当行所定の方法により、当該電子証明書を失効申出の上、再度電子認証の申込を行うこととします。

設定された電子証明書には、契約者が当行に届け出た当行所定の項目と当行にて発行した ValueDoor ID 等が記載されます。

なお、本条(1) i.(ウ)の場合において、当行が特に認めたときを除き、同一のダウンロード ID と初期パスワードで設定できる端末はひとつに限り、複数の端末に電子認証を設定する際は、複数の ValueDoor ID の発行を申し込むものとします。

#### d. 端末、秘密鍵、電子証明書、PIN、および電子認証専用パスワードの管理

d. 端末、秘密鍵、電子証明書、PIN、および電子認証専用パスワードの管理  
端末、秘密鍵、電子証明書、PIN（ブラウザソフトが電子証明書を要求する際の暗証コードのことをいい、画面上はパスワードと表示されます）および電子認証専用パスワード（電子認証を利用時に当行が独自に要求するパスワードのことをいい、画面上は電子認証第二パスワードと表示されます）の管理は契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、端末の第三者への譲渡、使用、および PIN や電子認証専用パスワードの第三者への開示はしないものとします。  
電子証明書を設定した端末等を譲渡、破棄する場合には、速やかにその旨を当行に連絡し、当行所定の手続を行なうこととします。  
契約者は、PIN、および電子認証専用パスワードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合には、当行所定の手続にしたがい、直ちに新しいパスワードに変更するものとします。なお、電子認証専用パスワードの盗用または不正使用等により生じた損害については、当行は責任を負いません。  
また、電子認証を利用するにあたり、当行に登録された電子認証専用パスワードと異なるパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合、当行は当該電子認証による ValueDoor の利用を停止できるものとします。契約者が当該電子認証による ValueDoor の利用停止を解除することを希望する場合には、第 6 条(1)に定める管理専用 ID または管理専用 ID(副)による当行あての解除依頼、当行所定の書面の提出その他の当行所定の手続により当行あてに届け出ることとします。

e. 電子証明書の有効期限

電子証明書の有効期間は、証明書の設定から 1 年間とします。更新の際には、当行所定の期間内に当行所定の手続により更新作業を行なうことにより、有効期限は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、有効期間中でも本規定を解約した場合、電子証明書が失効した場合等契約者が保有する電子証明書が無効となる場合があります。

(中略)

端末、秘密鍵、電子証明書、PIN（ブラウザソフトが電子証明書を要求する際の暗証コードのことをいい、画面上はパスワードと表示されます）および電子認証専用パスワード（電子認証を利用時に当行が独自に要求するパスワードのことをいい、画面上は電子認証第二パスワードと表示されます）の管理は契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、端末の第三者への譲渡、使用、および PIN や電子認証専用パスワードの第三者への開示はしないものとします。  
電子証明書を設定した端末等を譲渡、破棄する場合には、速やかにその旨を当行に連絡し、当行所定の手続を行うこととします。  
契約者は、PIN、および電子認証専用パスワードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合には、当行所定の手続にしたがい、直ちに新しいパスワードに変更するものとします。なお、電子認証専用パスワードの盗用または不正使用等により生じた損害については、当行は責任を負いません。  
また、電子認証を利用するにあたり、当行に登録された電子認証専用パスワードと異なるパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合、当行は当該電子認証の利用を停止できるものとします。契約者が当該電子認証の利用停止を解除することを希望する場合には、第 6 条(1)に定める管理専用 ID または管理専用 ID(副)による当行に対する解除依頼その他の当行所定の手続により当行に届け出ることとします。

e. 電子証明書の有効期限

電子証明書の有効期間は、証明書の設定から 1 年間とします。更新の際には、当行所定の期間内に当行所定の手続により更新作業を行うことにより、有効期限は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、有効期間中でも本契約が解約された場合、電子証明書が失効した場合等契約者が保有する電子証明書が無効となる場合があります。

(中略)

h. 電子証明書の失効の効果

h. 電子証明書の失効の効果

電子証明書の失効の効果については、当行が所定の手続を行なった時点から発生するものとします。

(中略)

j. 電子認証専用パスワードの変更

契約者は、電子認証専用パスワードの変更の依頼を、当行所定の方法で、書面または端末により随時行なうことができます。ただし、電子認証専用パスワードを失念した場合および本条(1) d.の取扱により ValueDoor の利用が停止されている場合には、第 6 条(1)に定める管理専用 ID または管理専用 ID(副)による当行所定の方法、当行所定の書面の提出その他の当行所定の変更手続を要するものとします。

IC カード認証

ValueDoor にて提供するサービスの提供を受けるために、「ValueDoor IC カード認証サービス利用規定」で定める IC カードにより認証する方式です。ご利用の際は、当行所定の手続を行うことが必要です。また、IC カードには、上記規定で定める情報に加えて ValueDoor ID が格納されます。

(2)ValueDoor 追加認証

ValueDoor 追加認証には、ワンタイムパスワード認証およびスマホ認証があります。契約者は、ValueDoor 追加認証の利用を希望する場合、申込書または当行所定の方法により ValueDoor 追加認証を必要とする ValueDoor ID ごとに申し込むものとします。ただし、当行は、当行の裁量により、この申込を拒否することができるものとします。また、当行は、セキュリティを強化する必要がある場合等当行が必要と判断した場合に、一定の ValueDoor ID を ValueDoor 追加認証の適用対象とし、契約者に通知の上、ValueDoor 追加認証の利用を ValueDoor にて提供される各種サービスの利用の条件とすることができるものとします。

電子証明書の失効の効果については、当行が所定の手続を行った時点から発生するものとします。

(中略)

j. 電子認証専用パスワードの変更

契約者は、電子認証専用パスワードの変更の依頼を、当行所定の方法で、書面または端末により随時行うことができます。ただし、電子認証専用パスワードを失念した場合および本条(1) d.の取扱により電子認証の利用が停止されている場合には、第 6 条(1)に定める管理専用 ID または管理専用 ID(副)による方法等、当行所定の変更手続を要するものとします。

IC カード認証

本サービスの提供を受けるために、「ValueDoor IC カード認証サービス利用規定」で定める IC カードにより認証する方式です。ご利用の際は、当行所定の手続を行うことが必要です。また、IC カードには、上記規定で定める情報に加えて ValueDoor ID が格納されます。

(2)ValueDoor 追加認証

ValueDoor 追加認証には、ワンタイムパスワード認証およびスマホ認証があります。契約者は、ValueDoor 追加認証の利用を希望する場合、当行所定の方法により ValueDoor 追加認証を必要とする ValueDoor ID ごとに申し込むものとします。ただし、当行は、当行の裁量により、この申込を拒否することができるものとします。また、当行は、セキュリティを強化する必要がある場合等当行が必要と判断した場合に、一定の ValueDoor ID を ValueDoor 追加認証の適用対象とし、契約者に通知の上、ValueDoor 追加認証の利用を ValueDoor にて提供される各種サービスの利用の条件とすることができるものとします。

(中略)

(中略)

### 第5条 本人確認

当行が ValueDoor 認証により以下の各項に定めるいずれかの場合の確認が完了した時点で、当行はかかる利用が正当な権限を有する者による利用であると認めることができるものとします。

ただし、当行所定の取引については、ValueDoor 認証に加え、ValueDoor 追加認証での本人確認が取れた時点で、当行は正当な権限を有する者による利用であると認めることができるものとします。ValueDoor 追加認証における本人確認は、ValueDoor 追加認証にかかる利用規定で定めるものとします。

#### (1)パスワード認証

- ・ValueDoorID と ValueDoor パスワードが、当行に登録されているものと一致した場合
- ・ValueDoorID と初期パスワードが、当行に登録されているものと一致した場合

#### (2)電子認証

- ・電子データが電子証明書に記載されている公開鍵に対応する秘密鍵を用いて作成されたものであることの確認、電子証明書の有効性検証確認、および電子認証専用パスワードが当行に登録されているものと一致した場合
- ・ダウンロード ID と初期パスワード(第4条(1) i.(ウ)の場合において、当行が特に認めたときは、電子認証専用パスワード)が、当行に登録されているものと一致した場合

#### (3)IC カード認証

ValueDoorID が当行に登録されているものと一致し、かつ、「ValueDoorIC カード

### 第5条 本人確認

当行が ValueDoor 認証により以下の各項に定めるいずれかの確認を完了した時点において、当行は当該確認が行われた者による利用が正当な権限を有する者による利用であると認めることができるものとします。

ただし、当行所定の取引については、ValueDoor 認証に加え、ValueDoor 追加認証による本人確認を完了した時点において、当行は当該 ValueDoor 認証および ValueDoor 追加認証による本人確認が行われた者による利用が正当な権限を有する者による利用であると認めることができるものとします。ValueDoor 追加認証による本人確認は、ValueDoor 追加認証にかかる利用規定において定めるものとします。

#### (1)パスワード認証

- ・ValueDoorID と ValueDoor パスワードが、当行に登録されているものと一致していることの確認
- ・ValueDoorID と初期パスワードが、当行に登録されているものと一致していることの確認

#### (2)電子認証

- ・電子データが電子証明書に記載されている公開鍵に対応する秘密鍵を用いて作成されたものであることの確認、電子証明書の有効性検証確認、および電子認証専用パスワードが当行に登録されているものと一致していることの確認
- ・ダウンロード ID と初期パスワード(第4条(1) i.(ウ)の場合において、当行が特に認めたときは、電子認証専用パスワード)が、当行に登録されているものと一致していることの確認

#### (3)IC カード認証

ValueDoorID が当行に登録されているものと一致し、かつ、「ValueDoorIC カード認証サービス利用規定」にて定める「有効性確認」で「有効」の回答が得られていることの確認

認証サービス利用規定」にて定める「有効性確認」で「有効」の回答が得られた場合

#### 第6条 管理専用 ID と利用者 ID

(1) 契約者は、当行が特に定める場合を除き、ValueDoor ID のうち種別を問わずひとつの ValueDoor ID を、以下に示す管理専用 ID とすることとします。管理専用 ID 以外の ValueDoor ID は、以下に示す管理専用 ID(副)または利用者 ID とします。

(2) 「管理専用 ID」とは、ValueDoor にて提供するサービスを利用するための ValueDoor ID (以下「利用者 ID」といいます)の属性情報、利用可能サービス制限、一時停止等の管理、第4条(1) に定める利用停止の解除、第7条に定める Web 申込や、当行所定の一部の機能の利用を行うことのできる ValueDoor ID です。契約者は、管理専用 ID を必ずひとつ持つものとします。

(中略)

(4) 利用者 ID は、第4条に定める手続により発行された後、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID(副)にて、各利用者 ID の属性情報の登録および各利用者 ID の利用可能なサービスの登録をインターネット上で行なうことにより、はじめて利用可能となります。ただし、当行が定める基本サービスの利用については、管理専用 ID または管理専用 ID(副)による利用者 ID の登録を経ることなく、利用者 ID で利用することができます。また、当行が定める個別サービスについては、当行所定の書面にて当該サービスを利用する利用者 ID を申し込み、当行が登録することによってのみ、当該利用者 ID で当該サービスが利用可能となります。

(5) 当行が特に認めた場合、本条(1)の定めによらず、2003年1月14日改正前の ValueDoor 利用規定に定める管理 ID を利用者 ID として利用することができます。

(6) 当行が特に認めた場合、本条(1)の定めによらず、2003年1月14日改正

#### 第6条 管理専用 ID と利用者 ID

(1) 契約者は、当行が特に定める場合を除き、ValueDoor ID のうち種別を問わずひとつの ValueDoor ID を、以下に定める管理専用 ID とすることとします。管理専用 ID 以外の ValueDoor ID は、以下に定める管理専用 ID(副)または利用者 ID とします。

(2) 「管理専用 ID」とは、本サービスを利用するための ValueDoor ID (以下「利用者 ID」といいます)の属性情報、利用可能サービス制限、一時停止等の管理、第4条(1) に定める電子認証の利用停止の解除、第7条に定める Web 申込または当行所定の一部の機能の利用を行うことのできる ValueDoor ID です。契約者は、管理専用 ID を必ずひとつ持つものとします。

(中略)

(4) 利用者 ID は、第4条に定める手続により発行された後、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID(副)にて各利用者 ID の属性情報の登録および各利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことにより、はじめて利用可能となります。ただし、当行が定める基本サービスの利用については、管理専用 ID または管理専用 ID(副)による利用者 ID の登録を経ることなく、利用者 ID で利用することができます。また、当行が定める個別サービスについては、当行所定の方法により当該サービスを利用する利用者 ID を申し込み、当行が登録することによってのみ、当該利用者 ID で当該サービスが利用可能となります。

(5) 当行が特に認めた場合、2003年1月14日改正前の ValueDoor 利用規定に定める管理 ID を利用者 ID として利用することができます。

(6) 当行が特に認めた場合、2003年1月14日改正前の ValueDoor 利用規定に定める一般 ID (以下「一般 ID」といいます)を利用者 ID として利用することができます。なお、当行が特に認めた場合でも、サービスの種別等によっては一般 ID

前の ValueDoor 利用規定に定める一般 ID (以下、「一般 ID」といいます) を利用者 ID として利用することができます。なお、当行が特に認めた場合でも、サービスの種別等によっては一般 ID を利用者 ID として利用できない場合があります。

(中略)

(8) 契約者は利用者権限設定の承認機能を利用する場合、当行所定の方法で申込手続を行うものとします。当行が申込を受け付け、契約者に対し所定の手続を行った時から、契約者の利用者権限設定の承認機能が有効になるものとします。

#### 第7条 Web 申込

(1) 契約者は端末から当行所定の方法で管理専用 ID または管理専用 ID(副) (別途当行所定の方法にて本機能の利用権限を制限している場合を除きます) を用い、以下の手続ができるものとします(以下「Web 申込」といいます)。

パスワード認証方式または電子認証方式の利用者 ID の新規登録および削除の申込

パスワード認証方式にてパスワードを失念した場合や第4条(1) d.の取扱いにより ValueDoor の利用が停止している場合の初期パスワード再登録の申込

基本サービスにおける当行所定の事項の申込

当行所定の個別サービスの利用申込

当行所定の個別サービスまたは指定された口座の変更

当行所定の個別サービスの解約

ValueDoor 追加認証における当行所定の事項の申込

(2) 当行は当行所定の方法により Web 申込が可能な申込の範囲を変更する場合があります。

(3) 当行が Web 申込を受け付け、当行所定の手続が完了した時点で Web 申込

を利用者 ID として利用できない場合があります。

(中略)

(8) 契約者は、利用者権限設定の承認機能を利用する場合、当行所定の方法で申込手続を行うものとします。当行が申込を受け付け、契約者に対し所定の手続を行った時点において、契約者の利用者権限設定の承認機能が有効になるものとします。

#### 第7条 Web 申込

(1) 契約者は、当行所定の方法で管理専用 ID または管理専用 ID(副) (別途当行所定の方法にて本機能の利用権限を制限している場合を除きます) を用い、ValueDoor 認証にかかる以下の手続ができるものとします(以下「Web 申込」といいます)。

パスワード認証方式または電子認証方式の利用者 ID の新規登録および削除の申込

パスワード認証方式にてパスワードを失念した場合や第4条(1) d.の取扱いにより ValueDoor ID の利用が停止している場合の初期パスワード再登録の申込

基本サービスにおける当行所定の事項の申込

当行所定の個別サービスの利用申込

当行所定の個別サービスまたは指定された口座の変更

当行所定の個別サービスの解約

ValueDoor 追加認証における当行所定の事項の申込

(2) 当行は、当行所定の方法により Web 申込が可能な申込の範囲を変更する場合があります。

(3) 当行が Web 申込を受け付け、当行所定の手続が完了した時点において、Web 申込にかかる事項の効力が発生するものとします。なお、Web 申込がなされた場合であっても、当行の判断により Web 申込の全部または一部を承諾せず、当該 Web

にかかる事項の効力が発生するものとします。なお、Web 申込がなされた場合であっても、当行の判断により Web 申込の全部または一部を承諾せず、当該 Web 申込にかかる事項の効力が発生しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

(中略)

### 第9条 電子署名

当行所定の方法により電子署名を付した電磁的記録は、当行と契約者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力を持つものとします。

当該電磁的記録にあつては、契約者が当該電磁的記録を当行へ送信し、当行が受信し所定の手続を行なった時点で当行に到達したものとします。電子署名を利用可能な認証は、電子認証および IC カード認証、ならびにその他当行所定の電子認証とします。

電子署名の本人確認は、第 5 条に定めた方法によるものとします。

### 第10条 届出事項の変更等

#### (1)連絡先の届出

当行は契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行なうことがあります。その場合、当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

#### (2)届出事項の変更

当行に対する届出事項に変更がある場合、および届出印章を紛失した場合、契約者は直ちに当行所定の方法により取引店あてに届け出るものとします。ただし、契約者の電子メールアドレス等当行所定の事項の変更については、契約者の端末より当行に届け出ることできるものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (3)通知等の到着

申込にかかる事項の効力が発生しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

(中略)

### 第9条 電子署名

当行所定の方法により電子署名を付した電磁的記録は、当行と契約者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力を持つものとします。

当該電磁的記録にあつては、契約者が当該電磁的記録を当行へ送信し、当行が受信し所定の手続を行った時点において、当行に到達したものとします。電子署名を利用可能な認証は、電子認証および IC カード認証、ならびにその他当行所定の電子認証とします。

電子署名の本人確認は、第 5 条に定めた方法によるものとします。

### 第10条 届出事項の変更等

#### (1)連絡先の届出

当行は、契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、当行に届け出られた住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

#### (2)届出事項の変更

当行に対する届出事項に変更がある場合、および届出印章を紛失した場合、契約者は直ちに当行所定の方法により取引店に届け出るものとします。ただし、契約者の電子メールアドレス等当行所定の事項の変更については、契約者の端末より当行に届け出ることできるものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (3)通知等の到着

当行が契約者から最後に届出のあった連絡先に宛てて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、契約者が本条(2)の届出を怠るなど

当行が本条(1)の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。なお、届出を行った変更等の内容が反映するまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害につ

いて、当行は責任を負いません。

#### (4)インターネットを經由した書面等の交付

当行が契約者に対して各種書面等につき提出・交付・送付・通知する場合は、インターネット上で各種書面等を掲示した時点で、契約者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行なわれ、契約者に当該各種書面が到着したものとみなします。契約者は、当行所定の方法により各種書面を閲覧する義務を負うものとし、契約者が当該各種書面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第11条 解約等

#### (1)都合解約

本規定は当事者一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。また、本規定を解約することにより、個別サービス等も解約されるものとします。

#### (2)解約の効力

当行からの解約の効力は、契約者に通知が到着した時点から発生するものとします。当行が第10条(1)の連絡先にあてて解約通知を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

契約者からの解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約処理を行なった時

契約者の責めに帰すべき事由によりこれらが延着し、または到着しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。なお、届出を行った変更等の内容が反映するまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (4)インターネットを經由した書面等の交付

当行が契約者に対して各種書面等につき提出・交付・送付・通知する場合は、インターネット上で各種書面等を掲示した時点において、契約者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行われ、契約者に当該各種書面が到着したものとみなします。契約者は、当行所定の方法により各種書面を閲覧する義務を負うものとし、契約者が当該各種書面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第11条 本サービスの利用停止・解約等

#### (1)都合による利用停止・解約

当行および契約者は、それぞれの都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも本サービスの利用を停止することができるものとします。また、ValueDoor 申込代表口座が普通預金口座である場合を除き、契約者は、当行所定の方法で当行に通知することによりいつでも、本契約を解約することができるものとします。

#### (2)強制的な利用停止・解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当行はいつでも、契約者に通知することなく、本サービスの利用を停止または本契約を解約することができるものとします。

1年以上の当行が相当と認める期間、ValueDoor ID によるログインが行われなかった場合（ただし、本サービスにかかる利用手数料が継続して支払われている場合を除きます）

電子メールアドレス相違等の事由により、当行から契約者に送信した電子メール等の連絡等が不着になった場合

点から発生するものとします。

サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合  
第 16 条に従い、契約者が本規定の変更に同意しない旨を通知した場合  
契約者と当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用の停止  
または本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合  
一定期間個別サービスの利用がない場合  
契約者が当行に開設する預金口座(本サービスに関連する口座に限られません)  
の全部または一部につき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制  
裁関係法令等に抵触する取引(以下併せて「マネー・ロンダリング等」といいま  
す)に利用されていることが判明またはマネー・ロンダリング等への利用の疑  
いがあると当行が判断した場合その他マネー・ロンダリング等の観点から本サー  
ビスを継続して利用することが適切でないと当行が合理的に判断した場合  
契約者が当行に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られま  
せん)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者に  
よるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判  
断した場合  
契約者が当行に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られま  
せん)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがある  
と当行が判断した場合  
手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合  
支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特  
別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立てが  
あった場合、または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もしくは競売  
手続開始があった場合  
前 2 号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合  
解散その他営業活動を休止した場合  
本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出もしくは記載の懈  
怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合  
相続の開始があった場合

(3)ValueDoor 申込代表口座の解約等による解約

(3)申込代表口座の解約

申込書に定める申込代表口座が解約された場合には、本規定（認証に関するすべての事項も含まれます）もすべて解約されたものとしします。

(4)サービス利用口座および決済口座の解約

サービス利用口座および決済口座が解約されたときは、当該サービス利用口座および決済口座に関する本規定は解約されたものとみなします。個別サービス等において、サービス利用口座および決済口座を当該口座以外に指定していない場合は、当該個別サービスも解約されたものとしします。

(5)ValueDoor の利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当行はいつでも、契約者に通知することなく、ValueDoor の利用の全部または一部を停止することができるものとしします。ValueDoor の利用が停止されることにより、個別サービス等の利用も不能となることがあります。

1年以上にわたり、ValueDoor の利用がない場合

電子メールアドレス相違等の事由により、当行から契約者あてに送信した電子メール等の連絡等が不着になった場合

サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合

本条(6)各号の事由が発生した場合

契約者と当行との取引約定に違反した場合等、当行が ValueDoor の停止を必要とする相当の事由が生じた場合

個別サービスの登録がなく、一定期間利用のない場合

(6)ValueDoor の強制解約

ValueDoor 申込代表口座が解約された場合には、本契約もすべて解約されたものとしします。

また、サービス利用口座および決済口座が解約されたときは、当該サービス利用口座および決済口座に関する本規定は解約されたものとみなします。個別サービス等において、サービス利用口座および決済口座を当該口座以外に指定していない場合は、当該個別サービスも解約されたものとしします。

(4)サービスの休止

当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスを休止できるものとしします。

(5)利用停止等の効力の発生とその効果

前各項に定める利用停止、解約および休止（以下併せて「利用停止等」といいます）のうち、当行からの通知が必要なものに関しては、契約者に当該通知が到着した時点において、契約者からの通知が必要なものおよび通知を必要としないものに関しては、当行が当行所定の方法により利用停止等の処理を行った時点において、それぞれその効力が発生するものとしします。

利用停止等のいずれかの効力が発生したときは、別途定める場合を除き、契約者はそれ以降本サービスを利用することができず、また、その効力発生までに完了していない本サービスにかかる処理は取り消されることがあります。

契約者は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用停止等につき当行に対し一切の異議を述べず、また、利用停止等に伴って生じた損害（利用停止等の処理が遅延することに伴うものを含みます）につき、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償を請求することができないものとしします。

<削除>

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当行はいつでも、契約者に通知することなく、ValueDoor を解約することができるものとします。ValueDoor の強制解約により、個別サービス等も契約者に通知することなく解約されるものとします。ただし、個別サービスについて別途定める場合は、それにしたがいます。

手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合  
支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申し立てがあった場合、または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もしくは競売手続開始があった場合

前 2 号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合  
解散その他営業活動を休止した場合

申込書または本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合

1 年以上の当行が相当と認める期間、ValueDoor ID によるログインが無かった場合（ただし、ValueDoor 個別サービスの利用手数料を継続して支払っている場合を除きます）

本サービスが法令等（マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合

本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要とする事由が生じた場合

相続の開始があった場合

#### (7)サービスの休止

当行は事前に契約者に通知することなく、ValueDoor を休止できるものとします。

#### (8)規定の変更

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲

<削除>

<削除>

載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。

また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本規定を解約することができるものとします

(中略)

### 第13条 免責事項

#### (1)本人確認手段の不正使用等

第5条の定めにより本人確認手続を経たのち行った一切の取引について、当行は契約者本人の取引とみなし、ValueDoorID、ValueDoorパスワード、ダウンロードID、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、電子認証専用パスワード、ICカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

#### (4)郵送上の事故

当行が第4条(1) a.および第4条(1) a.により ValueDoorID またはダウンロード ID を発行の上契約者に通知する際に、郵送上の事故等当行の責によらない事由により、第三者が当該 ID を知ったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### (5)印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行なった場合は、それらの書面または

(中略)

### 第13条 免責事項

#### (1)本人確認手段の不正使用等

第5条の定めにより本人確認手続を経たのち行った一切の取引について、当行は契約者の正当な権限に基づく取引とみなし、ValueDoorID、ValueDoorパスワード、ダウンロードID、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、電子認証専用パスワード、ICカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

#### (4)郵送上の事故

当行が第4条(1) a.および第4条(1) a.により ValueDoorID またはダウンロード ID を発行の上契約者に通知する際に、郵送上の事故等当行の責によらない事由により、第三者その他の正当な権限を有しない者が当該 ID を知ったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### (5)印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または

は印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

#### (7)その他

当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。

当行は契約者に対して、ValueDoor への接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。

当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、ValueDoor を利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限ります。当行はいかなる場合であっても、

逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

当行が第 10 条(1)および(3)等により契約者の電子メールアドレスに通知した場合、電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合または誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 第 14 条 サービスの停止および廃止

(1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるも

印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

#### (7)その他

当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。

当行は契約者に対して、ValueDoor への接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。

当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、ValueDoor を利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

当行が第 10 条(1)および(3)等により契約者の電子メールアドレスに通知した場合、電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合または誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 第 14 条 サービスの停止・廃止

(1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

のとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または破棄によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

(中略)

#### 第16条 有効期間

本規定の当初有効期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から1年間契約されるものとします、以後も同様とします。

#### ValueDoor ワンタイムパスワード認証サービス利用規定(2016年11月)

#### 第1条 ワンタイムパスワード認証サービスの内容等

##### (4) 手数料

本サービスの利用にかかる手数料は無料です。ただし、当行は将来この取扱を変更する可能性があります。その場合、当行は当該手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者のValueDoor 申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引落するものとします。

(中略)

(2) 前項の場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

(中略)

#### 第16条 規定の変更

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当行がこの変更同意しない旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。

#### ValueDoor ワンタイムパスワード認証サービス利用規定(2021年10月)

#### 第1条 ワンタイムパスワード認証サービスの内容等

##### (4) 手数料

本サービスの利用にかかる手数料は無料です。ただし、当行は将来この取扱を変更する可能性があります。その場合、当行は当該手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出等、当行の定める方法によることなしに、契約者のValueDoor 申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引落するものとします。

(中略)

#### 第4条 免責事項

#### 第4条 免責事項

##### (1)本人確認手段の不正使用等

ValueDoor 利用規定第 5 条及び本規定第 3 条の定めにより本人確認手続きを経たのち行った一切の取引については、当行は契約者本人の取引とみなし、ワンタイムパスワード、ワンタイムパスワードカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

#### 第5条 サービスの停止および廃止

(1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第6条 本サービスの解約等

本サービスは、ValueDoor の認証に追加して実施される認証サービスです。契約者と当行との間の ValueDoor に関する契約が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

##### (1)本人確認手段の不正使用等

ValueDoor 利用規定第 5 条及び本規定第 3 条の定めにより本人確認を経たのち行った一切の取引については、当行は契約者の正当な権限に基づく取引とみなし、ワンタイムパスワード、ワンタイムパスワードカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

#### 第5条 サービスの停止・廃止

(1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第6条 ValueDoor の利用停止等による効果

(1)本サービスは、ValueDoor の認証に追加して実施される認証サービスです。契約者につき ValueDoor 利用規定に基づく契約が解約されまたは ValueDoor が休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。

(2)前項の本サービスの停止または終了の場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害(停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます)については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第7条 規定の準用

### 第7条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱いします。

### 第8条 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

### ValueDoor スマホ認証サービス利用規定 (2017年3月)

#### 第1条 スマホ認証サービスの内容等

##### (4) 手数料

本サービスの利用にかかる手数料は無料です。ただし、当行は将来この取扱を変更する可能性があります。その場合、当行は当該手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者のValueDoor 申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引落するものとします。

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱いします。

### 第8条 規定の変更等

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

### ValueDoor スマホ認証サービス利用規定 (2021年10月)

#### 第1条 スマホ認証サービスの内容等

##### (4) 手数料

本サービスの利用にかかる手数料は無料です。ただし、当行は将来この取扱を変更する可能性があります。その場合、当行は当該手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出等、当行の定める方法によることなしに、契約者のValueDoor 申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引落するものとします。

(中略)

#### 第4条 免責事項

(中略)

#### 第4条 免責事項

##### (1)本人確認手段の不正使用等

ValueDoor 利用規定第 5 条及び本規定第 3 条の定めにより本人確認手続きを経たのち行った一切の取引については、当行は契約者本人の取引とみなし、スマートフォンその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

#### 第5条 サービスの停止および廃止

(1)当行は、90日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2)前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第6条 本サービスの解約等

本サービスは、ValueDoor の認証に追加して実施される認証サービスです。契約者と当行との間の ValueDoor に関する契約が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

##### (1)本人確認手段の不正使用等

ValueDoor 利用規定第 5 条及び本規定第 3 条の定めにより本人確認を経たのち行った一切の取引については、当行は契約者の正当な権限に基づく取引とみなし、スマートフォンその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

#### 第5条 サービスの停止・廃止

(1)当行は、90日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2)前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第6条 ValueDoor の利用停止等による効果

(1)本サービスは、ValueDoor の認証に追加して実施される認証サービスです。契約者につき ValueDoor 利用規定に基づく契約が解約されまたは ValueDoor が休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。

(2)前項の本サービスの停止または終了の場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害(停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます)については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第7条 規定の準用

### 第7条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱いします。

### 第8条 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

### ValueDoor Web 帳票サービス利用規定 (2015年12月)

ValueDoor Web 帳票サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスである「Web 帳票サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用する ValueDoor にかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱いします。

### 第8条 規定の変更等

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

### ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定 (2021年10月)

ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスである「Web 通帳・Web 帳票サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用する ValueDoor にかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

### 第1条 Web 通帳・Web 帳票サービスの内容等

(1) Web 通帳・Web 帳票サービスの内容  
Web 通帳・Web 帳票サービスは、契約者の占有・管理する端末(後記第1条(2)の

## 第1条 Web 帳票サービスの内容等

### (1) Web 帳票サービスの内容

Web 帳票サービスは、契約者の占有・管理する端末（後記第1条(2)の環境を備えた端末とします）による依頼にもとづき、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座について、以下のことを行うサービスをいいます。

ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する当行所定の計算書・通知書等にかかる電子ファイル（以下「Web 帳票」といいます）の閲覧（以下「Web 帳票閲覧サービス」といいます）

Web 帳票の内容データ（以下「Web 帳票データ」といいます）のダウンロード（以下「Web 帳票データダウンロードサービス」といいます）

ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する当行所定の計算書・通知書等の契約者に対する提供方法について、当該計算書・通知書等にかかる書面の郵送による方法から Web 帳票閲覧サービス・Web 帳票データダウンロードサービスによる方法に切り替えること（以下「Web 帳票切替サービス」といいます）

Web 帳票の閲覧および Web 帳票データのダウンロードの差止（以下「Web 帳票閲覧差止サービス」といいます）

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、当行は契約者による本サービスの全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

（中略）

### (4) Web 帳票・Web 帳票データの作成タイミング

Web 帳票・Web 帳票データの内容は、当行が所定の時点で作成した内容とします。当行が Web 帳票・Web 帳票データを作成した後に発生した取引は、Web 帳票・Web 帳票データに反映されません。契約者は、このことを理解して本サービスを利用するものとします。

環境を備えた端末とします）による依頼にもとづき、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座について、以下のことを行うサービスをいいます。

ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する当行所定の明細書・計算書等にかかる電子ファイル（以下「Web 通帳・Web 帳票」といいます）の閲覧（以下「閲覧サービス」といいます）

Web 通帳・Web 帳票の内容データ（以下「データ」といいます）のダウンロード（以下「データダウンロードサービス」といいます）

ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する当行所定の明細書・計算書等の契約者に対する提供方法について、当該明細書・計算書等にかかる書面の郵送および通帳の発行による方法から閲覧サービス・データダウンロードサービスによる方法に切り替えること（以下「切替サービス」といいます）

閲覧およびデータのダウンロードの差止（以下「閲覧差止サービス」といいます）

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、当行は契約者による本サービスの全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

（中略）

### (4) データの作成タイミング

データの内容は、当行が所定の時点で作成した内容とします。当行がデータを作成した後に発生した取引は、データに反映されません。契約者は、このことを理解して本サービスを利用するものとします。

### (5) 閲覧サービス・データダウンロードサービスの利用可能期間

(5) Web 帳票閲覧サービス・Web 帳票データダウンロードサービスの利用可能期間

契約者が Web 帳票閲覧サービスおよび Web 帳票データダウンロードサービスを利用できる期間は、それぞれ当行所定の期間とします。ただし、当行はこれらのサービスの利用可能期間を変更することができるものとします。なお、契約者と当行との間の ValueDoor 利用規定が解約等により終了した場合は、当然に契約者は Web 帳票閲覧サービスおよび Web 帳票データダウンロードサービスの利用ができなくなるものとします。

## 第2条 本サービスの利用

(4) 郵送からの切替

当行所定の計算書・通知書等の契約者に対する提供方法を書面の郵送による方法から Web 帳票閲覧サービス・Web 帳票データダウンロードサービスによる方法に切り替えるにあたっては、契約者は、申込書または Web 帳票切替サービスまたは当行所定の方法により切替の申込を行うものとします。

(中略)

## 第4条 提供サービス

(1) Web 帳票切替サービス

Web 帳票切替サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、当行所定の計算書・通知書等の契約者に対する提供方法について、当該計算書・通知書等にかかる書面の郵送による方法から Web 帳票閲覧サービス・Web 帳票データダウンロードサービスによる方法に切り替えることができるサービスをいうものとします。

(2) Web 帳票閲覧サービス

Web 帳票閲覧サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、当行所定の計算書・通知書等にかかる電子ファイル(以下「Web 帳票」といいます。

契約者が閲覧サービスおよびデータダウンロードサービスを利用できる期間は、それぞれ当行所定の期間とします。ただし、当行はこれらのサービスの利用可能期間を変更することができるものとします。なお、契約者と当行との間の ValueDoor 利用規定が解約等により終了した場合は、当然に契約者は閲覧サービスおよびデータダウンロードサービスの利用ができなくなるものとします。

## 第2条 本サービスの利用

(4) Web 通帳・Web 帳票への切替

当行所定の明細書・計算書等の契約者に対する提供方法を書面の郵送および通帳の発行による方法から閲覧サービス・データダウンロードサービスによる方法に切り替えるにあたっては、契約者は、申込書、切替サービスまたは当行所定の方法により切替の申込を行うものとします。本サービスのうち、閲覧サービス、データダウンロードサービスおよび閲覧差止サービスは、この切替がなされてから利用が可能となります。

(中略)

## 第4条 提供サービス

(1) 切替サービス

切替サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、当行所定の明細書・計算書等の契約者に対する提供方法について、当該明細書・計算書等にかかる書面の郵送および通帳の発行による方法から閲覧サービス・データダウンロードサービスによる方法に切り替えることができるサービスをいうものとします。

(2) 閲覧サービス

閲覧サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、Web 通帳・Web 帳票を閲覧できるサービスをいうものとします。

す)を閲覧できるサービスをいうものとします。

#### (3) Web 帳票データダウンロードサービス

Web 帳票データダウンロードサービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、Web 帳票データをダウンロードできるサービスをいうものとします。

#### (4) Web 帳票閲覧差止サービス

Web 帳票閲覧差止サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、Web 帳票の閲覧およびWeb 帳票データのダウンロードを差し止めることができるサービスをいうものとします。

(中略)

### 第6条 サービスの停止および廃止

(1) 当行は、90日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

### 第7条 本サービスの解約等

本サービスは、ValueDoorの基本サービスです。契約者と当行との間のValueDoor利用規定が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

#### (3) データダウンロードサービス

データダウンロードサービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、データをダウンロードできるサービスをいうものとします。

#### (4) 閲覧差止サービス

閲覧差止サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、閲覧およびデータのダウンロードを差し止めることができるサービスをいうものとします。

(中略)

### 第6条 サービスの停止・廃止

(1) 当行は、90日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

### 第7条 ValueDoorの利用停止等による効果

(1) 本サービスは、ValueDoorの基本サービスです。契約者につきValueDoor利用規定に基づく契約が解約されまたはValueDoorが休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。

(2) 前項の本サービスの停止または終了の場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害(停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます)については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### **第8条 規定の準用**

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱いします。

#### **第9条 規定の変更等**

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更へ同意しない旨の通知を受領しなかった場合には、変更へ同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更へ同意しない旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができますものとします。

#### **ValueDoor 諸手続受付サービス利用規定 (2015年12月)**

#### **第6条 サービスの停止および廃止**

(1) 当行は、90日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### **第8条 規定の準用**

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱いします。

#### **第9条 規定の変更等**

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更へ同意しない旨の通知を受領しなかった場合には、変更へ同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更へ同意しない旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができますものとします。

#### **ValueDoor 諸手続受付サービス利用規定 (2021年10月)**

#### **第6条 サービスの停止・廃止**

(1) 当行は、90日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

### 第7条 本サービスの解約等

本サービスは、ValueDoor の基本サービスです。契約者と当行との間の ValueDoor 利用規定が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

### 第8条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱います。

### 第9条 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意とみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

### 第7条 ValueDoor の利用停止等による効果

(1)本サービスは、ValueDoor の基本サービスです。契約者につき ValueDoor 利用規定に基づく契約が解約されまたは ValueDoor が休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。

(2)前項の本サービスの停止または終了の場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害（停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます）については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

### 第8条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱います。

### 第9条 規定の変更等

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意とみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

## ValueDoor 振込送金の組戻・変更サービス利用規定(2016年9月)

### 第2条 本サービスの利用

#### (2) 利用口座

本サービスにおいて利用可能な口座は、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座とします。ただし、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は申込書または ValueDoor の管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) にて当行所定の方法により、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座から、本サービスの利用口座を設定するものとします。

利用口座の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

#### (3) 組戻等手数料の引落口座

本サービスにおいて組戻等手数料の引落口座として設定可能な口座は、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落し契約に基づく口座とします。ただし、手数料等一括引落し契約に基づく口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は申込書または ValueDoor の管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) にて当行所定の方法により、契約者の手数料等一括引落し契約に基づく口座から、本サービスの組戻等手数料の引落口座を設定するものとします。

手数料引落口座の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

#### (4) 振込種類

本サービスにおいて利用可能な振込種類は、給与または賞与の種類の振込(以下「給与振込」といいます)、および給与振込以外の種類の振込(以下「通常振込」といいます)とします。ただし、給与振込または通常振込であっても、本サービスが利用できない場合があります。

### 第2条 本サービスの利用

#### (2) 利用口座

本サービスにおいて利用可能な口座は、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座とします。ただし、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は当行所定の方法により、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座から、本サービスの利用口座を設定するものとします。

利用口座の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

#### (3) 組戻等手数料の引落口座

本サービスにおいて組戻等手数料の引落口座として設定可能な口座は、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落し契約に基づく口座とします。ただし、手数料等一括引落し契約に基づく口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は当行所定の方法により、契約者の手数料等一括引落し契約に基づく口座から、本サービスの組戻等手数料の引落口座を設定するものとします。

手数料引落口座の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

#### (4) 振込種類

本サービスにおいて利用可能な振込種類は、給与または賞与の種類の振込(以下「給与振込」といいます)、および給与振込以外の種類の振込(以下「通常振込」といいます)とします。ただし、給与振込または通常振込であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は申込書または ValueDoor の管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) にて当行所定の方法により、本サービスで利用する振込種類を設定するものとします。

振込種類の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

#### (5) 利用者の権限・電子メールアドレス設定

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は申込書または ValueDoor の管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) にて当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限および電子メールアドレスを設定するものとします。

利用権限および電子メールアドレスの変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

(中略)

### 第4条 提供サービス

#### (2) 組戻依頼サービス

##### 組戻依頼の方法

契約者は組戻の依頼 (以下「組戻依頼」といいます) を以下の方法で行うものとします。

##### ア. 組戻依頼の作成

契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認手続終了後に、組戻サービスの利用権限がある利用者 ID を有する利用者に対して表示される画面において、振込不着となった振込に関し、組戻依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の組戻受付時限までに本サービス画面上で組戻依頼の確定を行うものとします。

##### イ. 組戻依頼の承認

(ア) 契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認手続終了後に、管理専用 ID にて承認権限を付与された利用者 ID を有する利用者 (以下「承認権限者」)

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は当行所定の方法により、本サービスで利用する振込種類を設定するものとします。

振込種類の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

#### (5) 利用者の権限・電子メールアドレス設定

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限および電子メールアドレスを設定するものとします。

利用権限および電子メールアドレスの変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

(中略)

### 第4条 提供サービス

#### (2) 組戻依頼サービス

##### 組戻依頼の方法

契約者は組戻の依頼 (以下「組戻依頼」といいます) を以下の方法で行うものとします。

##### ア. 組戻依頼の作成

契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認終了後に、組戻サービスの利用権限がある利用者 ID を有する利用者に対して表示される画面において、振込不着となった振込に関し、組戻依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の組戻受付時限までに本サービス画面上で組戻依頼の確定を行うものとします。

##### イ. 組戻依頼の承認

(ア) 契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認終了後に、管理専用 ID にて承認権限を付与された利用者 ID を有する利用者 (以下「承認権限者」といいます) に対して表示される画面において、前記第4条(2) ア. にて確定した組戻依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の組戻受付時限までに本サービス

といします)に対して表示される画面において、前記第4条(2)ア.にて確定した組戻依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の組戻受付時限までに本サービス画面上で承認することによって、組戻依頼を承認するものとします。なお、前記第4条(2)ア.に定める組戻依頼の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記第3条に定める当行所定の本人確認手続を省略するものとします。

(中略)

### (3) 変更依頼サービス

#### 変更依頼の方法

契約者は変更の依頼(以下「変更依頼」といいます)を以下の方法で行うものとします。

#### ア. 変更依頼の作成

契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認手続終了後に、変更サービスの利用権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、振込不着となった振込に関し、変更依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の変更受付時限までに本サービス画面上で変更依頼の確定を行うものとします。

#### イ. 変更依頼の承認

(ア) 契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認手続終了後に、管理専用IDにて承認権限を付与された利用者IDを有する利用者(以下「承認権限者」といいます)に対して表示される画面において、前記第4条(3)ア.にて確定した変更依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の変更受付時限までに本サービス画面上で承認することによって、変更依頼を承認するものとします。なお、前記第4条(3)ア.に定める変更依頼の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記第3条に定める当行所定の本人確認手続を省略するものとします。

ス画面上で承認することによって、組戻依頼を承認するものとします。なお、前記第4条(2)ア.に定める組戻依頼の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記第3条に定める当行所定の本人確認を省略するものとします。

(中略)

### (3) 変更依頼サービス

#### 変更依頼の方法

契約者は変更の依頼(以下「変更依頼」といいます)を以下の方法で行うものとします。

#### ア. 変更依頼の作成

契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認終了後に、変更サービスの利用権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、振込不着となった振込に関し、変更依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の変更受付時限までに本サービス画面上で変更依頼の確定を行うものとします。

#### イ. 変更依頼の承認

(ア) 契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認終了後に、管理専用IDにて承認権限を付与された利用者IDを有する利用者(以下「承認権限者」といいます)に対して表示される画面において、前記第4条(3)ア.にて確定した変更依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の変更受付時限までに本サービス画面上で承認することによって、変更依頼を承認するものとします。なお、前記第4条(3)ア.に定める変更依頼の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記第3条に定める当行所定の本人確認を省略するものとします。

(中略)

## 第6条 サービスの停止・廃止

(中略)

#### 第6条 サービスの停止および廃止

(1) 当行は、90日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第7条 本サービスの解約等

本サービスは、ValueDoorの基本サービスです。契約者と当行との間のValueDoor利用規定が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

#### 第8条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor利用規定により取扱いします。

#### 第9条 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内

(1) 当行は、90日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第7条 ValueDoorの利用停止等による効果

(1) 本サービスは、ValueDoorの基本サービスです。契約者につきValueDoor利用規定に基づく契約が解約されまたはValueDoorが休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。

(2) 前項の本サービスの停止または終了の場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害(停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます)については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第8条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor利用規定により取扱いします。

#### 第9条 規定の変更等

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があつ

容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意とみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

たものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

#### ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定 (2021年10月制定)

ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスである「本人確認情報登録サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用する ValueDoor にかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

#### 第1条 本人確認情報登録サービスの内容等

##### (1) 本人確認情報登録サービスの内容

本人確認情報登録サービスは、契約者の占有・管理する端末(後記第1条(2)の環境を備えた端末とします)による依頼にもとづき、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座について、以下のことを行うサービスをいいます。

当行では、個人以外の預金者が有する通帳不発行方式が選択された普通預金口座(普通預金口座に連動して通帳不発行方式が選択されるその他の預金口座を含みます)については、普通預金に関する「通帳発行形態に関する特約」において、店頭での払戻し、解約等の手続はあらかじめ登録した窓口手続者により行うものとしており、契約者が当行に届け出ている、ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座の内、これに該当する口座に係る窓口手続者の登録または

## 変更

窓口手続者は個人に限るものとし、本サービスにおいて個人の本人確認情報（氏名・住所・生年月日等）を登録することをもって、その者が窓口手続者として登録されることとなります。また、本サービスは、本サービスの利用権限の設定を受けた者が、自らの本人確認情報を登録するものとします。契約者は、本サービスの利用者の権限設定や利用者による本人確認情報の入力等を適切に実行ないし管理することで、自らの責任において、窓口手続者の行うことができる手続に係る権限を有する者を窓口手続者として登録し、かつ、窓口手続者の本人確認情報を正確に登録するものとします。

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、当行は契約者による本サービスの利用の全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

### （２）利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ります。

ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

### （３）サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 第2条 本サービスの利用

### （１）契約者による利用

本サービスは、ValueDoor 利用規定第2条(1) に定める ValueDoor の基本サービ

スです。契約者は、本サービスを無償で利用できるものとします。

#### ( 2 ) 利用口座

本サービスが利用可能な口座は、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座とします。ただし、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

#### ( 3 ) 利用者の権限設定

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は ValueDoor の管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) にて当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を設定するものとします。

なお、当行所定の一部の利用権限については、管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) により利用権限の設定を行うのではなく、申込書または管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) にて当行所定の方法により権限設定を認められた利用者 ID により権限設定を行うものとします。

利用権限の変更についても、前記第 2 条 ( 3 ) に定める利用権限の設定と同様の方法で権限の変更を行うものとします。

### 第 3 条 本人確認

本サービスの利用に関する本人確認手段・方法は、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の本人確認手段・方法が適用されるものとします。

### 第 4 条 免責事項

#### ( 1 ) 利用者の権限設定

契約者は、本サービスを利用させる管理専用 ID (副) および利用者 ID 毎に利用権限を適切に設定するものとします。契約者が利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### ( 2 ) 窓口手続者の適切な登録

契約者は、本サービスの利用者の権限設定や利用者による本人確認情報の入力等を適切に実行ないし管理することで、窓口手続者及びその本人確認情報の登録を自らの責任で行うものとします（窓口手続者の行うことができる手続に係る権限を有する者を窓口手続者として、窓口手続者の本人確認情報を正しく登録すること、窓口手続者の登録の削除の必要が生じたときや窓口手続者の本人確認情報の変動があったときを含め必要な変更を直ちに行うことなど）。

当行は、窓口手続者及びその本人確認情報の登録が適切になされていることを前提に、登録された窓口手続者を正当な権限を有する者とみなし、かつ、登録された本人確認情報に基づいて当行所定の取引を行うことができるものとします。万一、登録が適切になされていない場合にも、かかる取引は有効なものとなり、契約者はこれに異議を述べることができず、また、当行は、登録が適切になされていないことにより生じた損害について責任を負いません。

#### （３）届出事項の変更等

契約者が ValueDoor 申込代表口座および ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行わなかった場合、本サービスを適切に利用できない場合があります。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### （４）届出事項変更等の反映期間

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行った場合、ValueDoor 利用口座を追加した場合等において、届出を行った変更等の内容が反映されるまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 第5条 サービスの停止・廃止

（１）当行は、90 日前の事前の通知（当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします）をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### **第6条 ValueDoorの利用停止等による効果**

(1) 本サービスは、ValueDoorの基本サービスです。契約者につきValueDoor利用規定に基づく契約が解約されまたはValueDoorが休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。

(2) 前項の本サービスの停止または終了の場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害（停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます）については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### **第7条 規定の準用**

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor利用規定により取り扱います。

#### **第8条 規定の変更等**

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。

契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

